

先生各位

検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび2023年(令和5年)8月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0831第3号」により、下記の検査項目に検査実施料の新設が通知されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

● 適用日 2023年(令和5年)9月1日から適用

● 新規保険収載

検査項目	保険点数
乳癌悪性度判定検査	43500点

● 新規保険収載

検査項目	乳癌悪性度判定検査
診療報酬 点数表区分	「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」の(1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの及び「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「注1」の「イ」2項目及び「ハ」4項目以上及び「B011-5」がんゲノムプロファイリング評価提供料
保険点数/判断料	43500点(2500点×3回分+4000点×2回分+8000点×2回分+12000点×1回分) / 遺伝子関連・染色体検査判断料(100点)
留意事項	～(略)～ (17) 乳癌悪性度判定検査 ア ホルモン受容体陽性かつHER2陰性であって、リンパ節転移陰性、微小転移又はリンパ節転移1～3個の早期浸潤性乳癌患者を対象に、遠隔再発リスクの提示及び化学療法の要否の決定を目的として、腫瘍組織から抽出した21遺伝子のRNA発現の定量値に基づき乳癌悪性度判定検査を実施した場合は、本区分の「1」の「イ」の(1)医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数3回分、「注1」の「イ」2項目の所定点数2回分、「ハ」4項目以上の所定点数2回分及び区分番号「B011-5」がんゲノムプロファイリング評価提供料の所定点数を合算した点数を準用して、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。なお、医学的な必要性から患者1人につき2回以上実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその医学的な理由を記載すること。 イ 本検査の実施に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄にホルモン受容体、HER2の検査結果及びリンパ節転移の状況について記載すること。

※受託未定